

残暑お見舞い申し上げます



「ほおずき」画・渡辺 和恵

◆ 特集

- ・知ってる？ 憲法問題
- ・知っとく!?
生活保護制度と憲法

◆ 事件・活動のご紹介

- ・こころおきなく最期を迎える
- ・あなたの保険の特約は？
- ・B型肝炎に関する
冊子を作りました

◆ 友の会活動

- ◆ 弁護士近況
- ◆ 事務所短信

第32号
2013.8

発行 **きづがわ共同法律事務所友の会**

〒556-0013 大阪市浪速区戎本町1丁目9番19号（酒井家ビル1号館）

TEL：06-6633-7621 FAX：06-6633-0494

<http://www.kizugawa-law.jp/>



知ってる？

憲法は、権力を縛って 市民の自由を守るもの

—自民党改憲案の怖さ—

弁護士 宮本 亜紀

憲法は、「国民を縛る法」ではなく、「国家権力を縛る法」なんですよ、とお話すると、ええっ！と驚かれることがあります。

自民党が2012年4月に発表した改憲草案は、「国民を縛る法」に180度転換し、人権規定も大きく後退する内容です。戦後の平和憲法を学び、その価値を実現したくて弁護士をめざした若手弁護士らは、

国防軍を規定していつでも戦争できる国にするような自民党改憲案の危険性を広く知らせようと集まり、「国家権力を縛る憲法」がどのようにできたのか伝える紙芝居を作りました。

—暴虐の王を民が倒し、新しい王から王の許した範囲の自由を与えられたが、逆らえば捕らえられた。人々は、自由は王から与えられるものではなく、人が生まれながらに持っているものと気づき、王が勝手に作った決まりでなく、国民が話し合って王を縛るきまりを作り『憲法』とした。その後、選挙で選ばれた代表者が政治をする時代になっても、権力による人権侵害が無くならず、権力者が憲法を守るか国民が見守り、もし破られたら私たちが声をあげなくてはならない—

この紙芝居は歴史的事実に基づいています。日本国憲法にも、97条「基本的人権は人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」、12条「自由・権利は国民の不断の努力によって保持」と表されています。

「権利の裏には義務と責任がある」というのは、国家権力に対する話ではありません。

96条の「憲法改正手続要件」の「改正」が狙われています。99条で憲法尊重擁護義務を負う首相や国会議員らが改正を叫ぶのは、「自分に課せられたルールが守れないから、自分でルールを変える」というものです。これには、日本弁護士連合会も反対意見書を国会に出したり、学者らが改憲派も含めて「96条の会」を作り反対しています。戦争を放棄し（9条）、個人の尊厳を守る（13条）日本国憲法の価値を、暮らしの中で生かす社会にしたいですね。



知っとく!?

生活保護制度と憲法

枚方市生活保護 自動車保有訴訟で勝訴判決!



弁護士 青木 佳史

枚方に住む佐藤キヨ子さん(73歳)は、生まれつき両股関節機能全廃のため、長距離・長時間の歩行ができません。小さいころからそれ故に言われなき差別や不

自由な生活を送ってきました。40代半ばになって、社会人になった長男が小さな自家用車を買ってくれたことで、初めて「自由」というものを知りました。好きな時に買い物に行き、病院に通い、友だちに会いに行き、自治会の会合にも参加し、洋裁の仕事場に通い、散歩に出かけることができました。これが人間らしい生活なんだなあ、と息子に感謝の気持ちが溢れました。それ以来、バス・電車はおろか、自転車、車イスも使えない佐藤さんが生きるために、自動車は必要不可欠なものとなりました。

ところが、夫が亡くなり、わずかの年金しかない佐藤さんは、平成18年に生活保護を受けることになりましたが、枚方市は、すでに十数年使って売却の価値もない佐藤さんの愛車を処分するように指導してきました。佐藤さんが生きるために手放すことはできないとすると、平成19年、指導違反を理由に生活保護を廃止したのです。その後の佐藤さんの生活はわずか月約4万円の年金だけで爪に火をともしようなものでした。それにも限界が来て2年後に再度生活保護の申請を行いましたが、枚方市は、車を処分していないとしてこれを却下しました。そこで、枚方市の処分は、障害のある佐藤さんの移動の権利、人として当たり前前に生きる権利を奪う違法なものとして、平成22年2月、訴訟を提起しました。

本年4月19日、大阪地方裁判所第2民事部は、佐藤さんの訴えを全面的に認め、生活保護却下処分を取り消すとともに、

枚方市に対し国家賠償の支払いを命じる勝訴判決を下しました。判決は、枚方市は、佐藤さんが生活保護における自動車保有の要件を示す厚労省の課長通知を満たしていることを容易に認識し得たの



に、「調査を行わないまま」あるいは「何ら実質的な検討を行わず」、「漫然と」処分を行ったとして、枚方福祉事務所長の運用を厳しく断罪しました。また、この課長通知の解釈運用も、障害者が日常生活を送るための必要性に照らして保有目的や保有の必要性を柔軟にすべきだとして、車の保有を厳しく制限する全国の実務運用を厳しく批判しました。

枚方市は本判決への控訴を断念し、佐藤さんの自宅には枚方市の担当者が謝罪に訪れました。佐藤さんは「これで誰にも気兼ねすることなく堂々と車に乗って毎日の生活が送れる。私のような思いをする全国の人にも役に立ったことがとても嬉しい。」と満面の笑みを浮かべていました。昨今の生活保護バッシングや生活保護法改悪の動きの中、この判決の精神にたって、厳しすぎる生活保護行政を人間らしい生活の保障に正していくことが求められています。

佐藤キヨ子さんの 枚方・生活保護自動車保有訴訟



ハイキング&いちご狩り

そうだ

飛鳥へ行こう



に行きました



現地ガイドさんと共に、近鉄飛鳥駅から欽明天皇陵、吉備姫王墓（猿石）を訪問。その後、万葉の歌碑を眺めつつ、鬼の雪隠・鬼の俎、さらに東へ進み、天武・持統天皇陵へ。さすがに大きく、小高い丘陵からは、飛鳥が一望できました。ユーモラスな風貌の亀石を見学し、飛鳥歴史公園で昼食です。ゲーム「だるまさんが転んだ」で、しばし童心に戻りました。昼食後に高松塚古墳と壁画館を見学しハイキング



は終了。希望者のみいちご狩りへ行きました。ブランドいちご「あすカルビー」を堪能しました。



2.1 新春のつどい

シャングリラさんの二胡演奏と青木・木下弁護士の「あたりまえ後見体操」で楽しみました

きづがわ塾

2.14
「交通事故のABC」
森信雄弁護士



5.14 「働き方を考える」坂田宗彦弁護士



港生活と健康を守る会事務局長

松田 美由紀さんに聞きました



■港生活と健康を守る会は、いつ、どのようにできたのでしょうか

1969（昭和44）年12月3日、8人の有志で港区、大正区、西区の「住民の暮らしと健康を守り、生存権の砦となる」ことを目指して結成されました。

当時は港区に市営住宅がたくさん作られた時期で、若い子育て世帯の相談が多く、入院助産制度や就学援助につなげて解決することがよくありました。

当初は財政づくりのために野菜や卵を売っており、八百屋さんようになっていました。そんな中で、野菜を買いに来た人とのつながりからも会員さんを増やし、活動を広げていきました。

■今の会員さん、職員（役員）はどのような状況でしょうか

会員さんは、現在約500人になります。

運営は、普通の事務は会長と事務局長の2人で行っています。新聞折込や配達には、会員さんが手伝いに来て下さり、みなさんの協力で運営しています。

現在、大正区でも会員さんを増やしており、年内に大正生健会として分離独立をする予定です。

■活動内容について教えてください

まず、生活相談を日々行っています。例えば生活保護の相談は月に5件ほどあります。相談は、申請の相談から、受給中の人からの相談まで、様々です。最近では、生活保護の相談の中に離婚や借金が絡んでいる複雑なケースが増えているように思います。

他にも、税の申告、国民健康保険料の減免申請、介護保険の減免申請、市営住宅家賃の減免申請などの相談もあり、多種多様な相談をお聞きしてお手伝いをしています。

秋の予算要望交渉など、市区との交渉も行っています。また、他の市民団体と連携して国保や消費税の問題などで共闘しています。これまで、住民の声を行政に届けることで、朝潮橋駅連結歩道橋をはじめ、様々な街づくりを実現してきました。

最近では、高齢の単身生活者が多くなっています。入院された時のお手伝いなどしていますが、認知症になられている方などの場合には、どこまで関わっていいのか、悩むこともあります。そんな時には、きづがわ共同法律事務所が頼りになります。

今後も、人と人とのつながりによる活動、組織拡大に努めていきます。



今後の きづがわ塾

9月26日（木）6時～

TPPって何？

講師 弁護士 井上 洋子

11月26日（火）6時～

「大阪都構想」で
大阪はどうなった!?

講師 弁護士 増田 尚

きづがわ塾 課外授業

裁判員裁判を傍聴しませんか

*10月7日（月）12時20分

大阪弁護士会 1階ロビー集合

*ご案内 弁護士 岩田 研二郎

〈お申込み・お問い合わせ〉 は同封のビラをご覧ください

こころおきなく最期を迎える

—弁護士がお手伝いできること

弁護士 峯田 和子



私が、産休に入る前に出会った一人暮らしの女性との関わりをご紹介します。

アキ（仮名）さんは、長年、図書館勤務をしていましたが、定年とともに退職し、夫との第二の人生を楽しみにしていました。ところが、仕事中に体調を崩した夫が急逝し、子どものいなかったアキさんは、二〇年ちかく一人暮らしをしてきました。元の職場の仲間との交流、地元の新婦人の活動、好きな演劇や絵画を見て回るなど、独り暮らしの寂しさながらも充実していました。

ただ、アキさんの気がかりは、病気になるてからの様々な身の回りの始末や親から受け継いだ自宅や預金の処理でした。日々の困ったことは友人や新婦人仲間やご近所の方に相談できるし、医療や介護のことは医療生協のしている診療所や介護センターが頼りになります。ただ、終末期を迎えたときに、アキさんの願いを遺しておくことはお願いできません。

そうするうち、アキさんにガンが発見されました。迷った末、アキさんは、うちの事務所の出張相談を申し込まれ、ちょうど担当にあたっていた私が、入院先の病院まで伺いました。アキさんは、人生計画をすっかりされてきた方で、すでに終末期の医療はどこまでしてほしいか紙に書いてまとめておられました。また、自宅不動産や預金については、公益団体やお世話になってきた友人に差し上げ、これからに活かし



てほしいと考えていました。永代供養をお願いするお寺も自分で依頼済みで、そこに連絡さえすれば納骨ができる手はずも整えておられました。また、ご自身で預金の出し入れや支払いがしんどくなった時には、代わりに管理をしてもらうことを弁護士に頼みたいというお考えでした。

そこで早速、このアキさんのプランを形にするべく、私は、遺言書を公証人に出張してもらって作成すること、今後の財産管理と亡くなった際の事務処理を弁護士が行うことのできる契約を結んでおくこと、治療の希望を病院の先生に出せるように清書しておくこと、日常のお世話をしていたいている友人や新婦人の方々にもそのことをお伝えすること、などを提案して、三週間ほどで準備を整えました。

その後、アキさんの容態は次第に悪化しましたが、アキさんは最後までご自宅で、医療生協のしっかりした医療や介護のサポート、ご近所の方や友人が毎日訪問してくれ、私が金銭管理や肝心な入院の手配、様々なアキさんの不安に相談にのること、それぞれが役割を果たし、アキさんも安らかに、こころ残りなく、最期を迎えることができました。その後、アキさんの希望とおりの方法で納骨と永代供養がなされ、私が遺言執行者として遺産は社会的活動に使われることになりました。アキさんは今、どんなお気持ちだろうかと時々おもい起こしています。



記集「いのちの叫び」

あなたの保険の特約は？

交通事故の弁護士費用

弁護士 坂田 宗彦



不幸にして交通事故の被害にあわれた方が加害者に損害賠償を求める場合に、弁護士に委任すればいいことはわかっています。弁護士費用のために躊躇される方がいらっしゃるかもしれませんが。

「弁護士費用特約」は、契約者や契約者の家族、または契約した車両に搭乗中の人が事故にあった場合、損害賠償請求に要する弁護士費用や法律相談費用が支払われる保険のことをいいます。通常、自動車保険の特約とされ選択することができます。現在、特約の加入率は70%といわれていますので、多くの人が保険の利用が可能です。一般的な保険の例では、法律相談費用は10万円まで、弁護士費用は300万円までをカバーしています。

以下は、私が最近担当したケースです。
Aさんの場合、追突事故の被害者でしたが、加害者側の保険会社の弁護士と交渉の結果、通院慰謝料の額だけが納得いきませんでした。法律相談で弁護士から説明された裁判所基準の慰謝料との差額は約200万円でしたが、弁護士費用のことを考えると依頼に躊躇しました。その段階で、事故時に乗っていた車両の保険に「弁護士費用特約」がついていることが

判明し、弁護士に依頼をし、加害者側の弁護士と交渉し、主張通りの上乗せに成功しました。そして、弁護士費用は保険から賄われましたので、上乗せ額全額を手にすることが出来たのです。

Bさんの場合は、当初から「弁護士費用特約」の利用を考え、後遺症の認定段階から弁護士が関与しました。後遺症認定の手数料、後遺症の等級をふまえた損害賠償請求交渉の弁護士費用もBさんに負担が無く、裁判所基準による水準の賠償額（加害者側保険会社の基準による算定の二倍以上でした）を得ることが出来ました。このように「弁護士費用特約」は大変便利なものです。また多くの保険の場合、弁護士会もその適正な運営をチェックしています。

忘れていませんか？
弁護士保険
権利保護保険

あなたの保険の特約を調べてみてください！
弁護士への相談費用や交渉などの報酬を保険から支払ってもらえます。
(損害賠償請求に関わるものに限ります)

日本弁護士連合会のリーフレット

B型肝炎訴訟の原告団がB型肝炎に関する冊子を作りました

B型肝炎はどんな病気？ どうやって感染するの？ キャリアって何？ 誰でも一度は検査する必要があるよね、といった基本的な情報だけでなく、実際にB型肝炎になった方たちがどんな苦しみや不安を抱えて生活しているのか、実際に裁判の場で語られたことが手記集として載っています。手記集は感動的です。みなさん、一度手にとり読んで見て下さい。

ご希望の方は、下記相談窓口にてお申し込み下さい。無料です。



弁護士 井上 洋子

相談窓口 全国B型肝炎訴訟・大阪弁護団

電話：06-6647-0300

(月～金曜日 午前10時～午後5時)

FAX：06-6647-0302

弁護団ホームページは「B型肝炎大阪弁護団」で検索して下さい。

〒556-0013 大阪市浪速区戎本町1丁目9番21号
酒井家ビル3号館302号
全国B型肝炎訴訟・大阪弁護団事務室

安心して治療を受けられる権利の確立に向けて

「B型肝炎」の被害を受けた約20万人の2月、全国B型肝炎訴訟大阪弁護団は、大阪府に提起する訴訟の原告団を組織しました。しかし、このままでは被害者の苦しみや不安を解消することができず、B型肝炎に関する基本的な情報や、実際にB型肝炎になった方たちの苦しみや不安を抱えて生活しているのか、実際に裁判の場で語られたことが手記集として載っています。手記集は感動的です。みなさん、一度手にとり読んで見て下さい。

行方不明の家族の捜索
B型肝炎の検査
B型肝炎の治療
B型肝炎の予防
B型肝炎の生活

★申★し★上★げ★ま★す

No Music No Life

弁護士 青木 佳史

40代も終わろうとしています、あいかわらず「音楽」が生活に欠かせません。通勤の行き帰り、夜中に仕事をしながら、新幹線の中で。新しく生み出される内外の様々な音楽に出会うことが一番の活力になっています。音楽というのは人類以外の生物には見いだせない特殊なコミュニケーションであり、文字以上に世界の全ての地域に必ずあるものだそうです。きっと音楽には人が生きるための根源的な何かがあるのです。この夏も音楽を一杯浴びて乗り切ってきます。

両親を見送って 弁護士 井上 洋子

昨年12月に父が88歳で、今年2月に母が84歳で、相次いで亡くなりました。その前2年間はケアマネージャー、ヘルパーといった介護保険システムに助けをもらいながら、私と兄とで遠距離介護でしたが、両親が最後まで住み慣れた自宅とご近所の見守りの中で暮らし続けることができたのは幸いでした。私もいろいろな経験をさせていただき弁護士業務との関係でも大いに勉強になりました。依頼者の皆様にはご迷惑をおかけして申し訳ありませんでした。みなさま、ありがとうございます。

老眼

弁護士 木下 和茂

ここ数年でとみに目が悪くなった。私もともと近視なので眼鏡を使用していたが、近くが見えなくなってきた。新聞が読めない。パソコンの画面が見づらい。口惜しいがどうやら老眼のようである。コンタクトに変えてみたが、近くが見えないのは同じこと、仕方なく仕事では老眼鏡を使用している。これからは徐々に老いと向き合っていくことになるのかなあ。気分だけは若いのだけれど。

アベノミクス

弁護士 増田 尚

安倍政権は、6月14日、骨太の方針、日本再興戦略、規制改革実施計画を閣議決定した。いわゆるアベノミクス政策の当面のまとめである。しかし、社会保障切り捨て、原発再稼働に加え、働くルールを破壊する規制緩和のオンパレードで、ごく一握りの「勝ち組」に富を集中させ、国民の生活を破綻に追い込むものでしかない。

便利さとゆとりの反比例

弁護士 古本 剛之

先日、大分へ出張する機会がありました。新幹線、特急で数時間のうちに大分に着き、日帰りができました。ただ、仕事が終わればすぐに電車で飛び乗って帰る弾丸ツアーで、乗り換え時間も数分、観光はおろか、お土産物を見る時間もろくにありませんでした。はるばる遠方まで行ってきた感覚がありません。交通機関の発達で、速く便利になりましたが、その分ゆとりはなくなってしまい、寂しくもあります。

子どもが生まれました

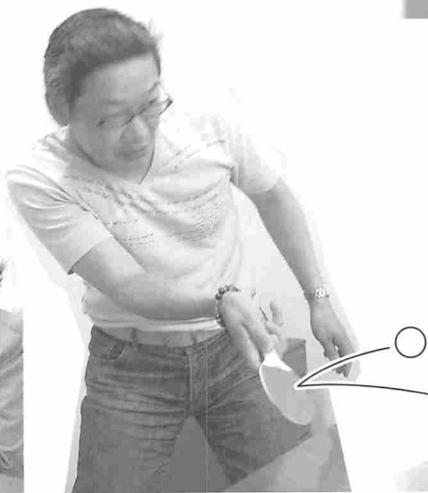
弁護士 峯田 和子

今年1月、次女を出産し、これを機に少しお休みを頂いています。これまで深夜帰りが多く、休日くらいしか子どもとじっくり接する機会がなかったので、ここまで「お母さん」業に専念したのは初めての経験。日々、子ども達に振り回されながら、専業主婦のお母さんって偉いわ〜と感心しきり。遅くとも年明けには完全復帰しますので、よろしくお願い致します。

震災復興のために弁護士として できること

弁護士 宮本 亜紀

司法修習生の時に3.11の震災・原発事故を経験し、弁護士になってすぐ、福島から大阪へ避難して来られた方のADR申立を援助する弁護団に入りました。最近、法科大学院の同級生が、弁護士として福島県の自治体任期付職員で赴任したり、修習同期が全国で原発訴訟に関わっています。私も、大阪弁護団の訴訟にもっと役立ちたいと改めて思います。



残★暑★お★見★舞★い★



憲法の寿命

弁護士 小林 保夫

明治憲法の寿命は56年、今の日本国憲法は施行後67年になります。

明治憲法のもとでは、日清、日露、日中、太平洋などいくつもの侵略戦争が引き起こされ、アジア諸国では2千万人、日本だけでも310万人にもものぼる死者をはじめとする膨大な戦争被害をもたらしました。

しかし、日本国憲法のもとでは、この長年月の間、日本を戦争に巻き込まず、戦争による死者を出さず、日本の平和を支えてきました。あらためて、憲法と9条の存在意義を痛感させられます。

台湾旅行

弁護士 鈴木 康隆

今年の5月の連休中、8日間かけて台湾旅行をしてきました。ヨーロッパなどからすれば大変近いのですが、なかなか行く機会はなく今回が初めてでした。

訪れて判ったことですが、韓国や中国と違い日本に対する感情は、びっくりするほど良いものでした。日本は、台湾を1895年から1945年まで約50年間植民地として統治してきました。にもかかわらず、対日感情がそれほど悪くないのは、日本の統治の後やってきた蒋介石のした政治が台湾の人達に対して余りにも過酷であったことにもあるようです。

それはそれとして、台湾での中華料理はやはりおいしかったです。

女性弁護士の心根

弁護士 渡辺 和恵

弁護士生活も今年で39年目に入りました。相談を受けたり、事件をお受けする事柄が、それぞれの時代を反映して興味深く、お一人お一人の人生に寄りそっての日々でした。

女性の弁護士は、39年前には大阪では30人余りでしたが、今は実に665名に及びます。

後輩達が伸び伸びと生き抜けるような世の中にするまで、もう少し、頑張ろうと思っています。

ヒバリ

弁護士 坂田 宗彦

初夏の夕暮れ、自宅近くでヒバリがあがっていた。姿はどんどん小さくなっていくが、鳴き声がやむとまもなく地表に急降下する。1週間前も同じ場所で見かけたから近くに巣があるのであろう。心当たりは住宅街の中にある小さな公園しかない。遊ぶ子どもたちもいなくて草ぼうぼうである。いつか巣のありかをさぐろうかと思っていたが、ある日、役所によって草がきれいに刈り払われた。それ以来、ヒバリの声を耳にしなくなった。残念。

正常な心拍のありがたさ

弁護士 岩田 研二郎

2年半前に、心臓の不整脈の診断を受け、血栓予防の薬を服用していましたが、昨年12月と今年3月に、根治のためのアブレーション術（心臓カテーテル）という手術を受け、ようやく不整脈がなくなり、薬の服用も不要となりました。

日弁連の刑事法制委員会委員長、大阪弁護士会の男女共同参画推進本部長代行と二足のわらじで、弁護士会活動に参加しています。

健康でいられることに感謝しながら、暑い夏も乗り切りたいと思っています。

シャーロックホームズのおすすめ

弁護士 横山 精一

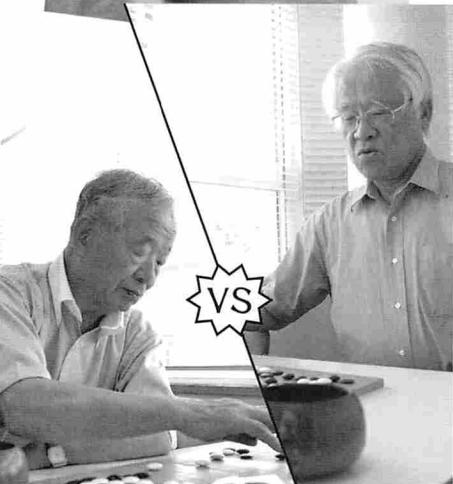
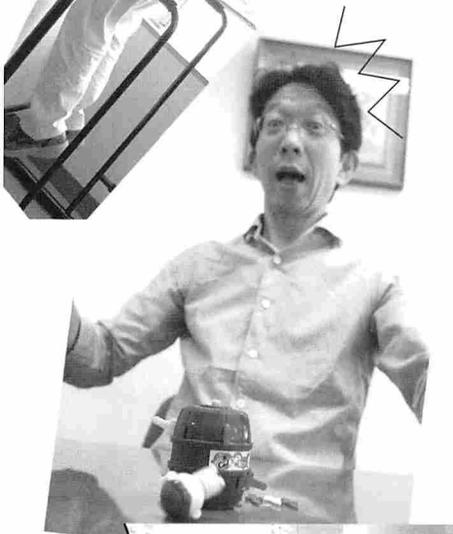
世にシャーロックホームズの愛好家は多く、彼を主人公にしたドラマも数え切れない。その中で、私のおすすめは、BBCが製作した「シャーロック」です。舞台を21世紀に移し、アフガン戦争から帰ったワトソンを相棒にして、現代人シャーロックが活躍する。その中には、原作を踏まえた場面も多く、ドラマを見終わった後に、ドイルの原作を読んでそれを探するのも楽しい。あの大悪党モリアーティとの戦いが、現代によみがえる。

テレビドラマ

弁護士 森 信雄

日頃はあまりテレビドラマを観ないが、この夏はチェックに大忙し。食品偽装問題に迫る「震える牛」、同級生のその後の人生を描いた「激流」、好きな作家・池井戸潤原作で企業の内部告発を扱った「七つの会議」と銀行員の矜持

を描いた「半沢直樹」。過去に読んだ原作を思い出しながら改めて余韻に浸るといのはなかなか楽しいものである。



事務所短信

■2013

- 1・7 仕事始め・大石理絵事務局長入所
- 2・1 友の会 新春のつどい
- 2・14 きづがわ塾「交通事故のABC」
- 2・22～反原発関電本社前抗議行動
- 2・28 厩田彩子事務局長退職
- 3・31 受付金井智子退職
- 4・10 きづがわ医療福祉生活協同組合との懇談会
- 4・15 中村純子事務局長育児休業より復帰
- 4・16 たつみコータローさんとのお昼懇談会
- 4・20 友の会 飛鳥ハイキングといちご狩り
- 5・1 大阪メーデー
- 5・8 南大阪医療福祉生活協同組合との懇談会
- 5・14 きづがわ塾「働き方を考える」
- 5・18～20 自由法曹団5月集会
- 6・8 事務所総会・憲法改悪反対街頭宣伝（難波）
- 6・29 日本共産党を励ます大阪弁護士の会街頭宣伝（難波）
- 7・1 塩野直美事務局長育児休業より復帰
- 7・4 参議院選挙告示日
- 7・21 参議院選挙投票日
- 8・15・16 お盆休み



入所のごあいさつ

法テラススタッフ弁護士として、今年1月よりきづがわ共同法律事務所において養成を受けている岩本恵と申します。

私は、司法へのアクセス問題に取り組むべく、来年には司法過疎地に赴任します。地域に貢献できる弁護士となるため、残りの半年間も日々精進して参ります。今後ともご指導ご鞭撻の程宜しくお願い致します。



弁護士 岩本 恵



事務局 大石 理絵

はじめまして。本年1月に入所しました大石理絵と申します。入所して半年以上経ちますが、まだまだ慣れない毎日、先輩方からご指導いただき、仕事をさせていただいています。目の前のことに追われる毎日ですが、この事務所が扱っている社会的に影響のある案件を通じ、自らも個人として社会の中で果たすべき役割・責任について考え、学んでいきたいと思っています。どうぞ宜しくお願い致します。

退職しました 厩田 彩子

「人の役に立ちたい」と思い事務所の面接を受けたのが42年前。

学校をでたばかりで世間知らずの私にあれこれと世話をやいてくださった先生や諸先輩方。そして同僚のサポートと家族のおかげで働き続けることができました。社会をよくすること、弱者の視点を持ち続けることなど、学ぶことの多い職場でもありました。退職しても「初心を忘れず」社会とのつながりを大事にしていきたいと思っています。長い間ありがとうございました。



★ 夜間相談
毎週水曜日
午後6時～8時

土曜日相談
やっています
午前10時～12時